123															
124								453,600	439,300	428,800	425,800	417,800	413,100		
125								454,400	440,100	429,600	426,700	418,700	414,000		
126								455,200	440,900	430,400	427,500	419,600	414,700		
127								456,000	441,700	431,200	428,400	420,500	415,600		
128								456,800	442,500	432,000	429,300	421,400	416,500		
129								457,600	443,300	432,800	430,200	422,300	417,400		
130								458,500	444,200	433,600	430,900	423,000	418,100		
131									445,000	434,500	431,700	423,900			
132									445,800	435,400	432,500	424,800			
133									446,600	436,300	433,300	425,700			
134									447,500	437,000	434,200	426,400			
135									448,300	437,800	435,100	427,300			
136									449,100	438,600	436,000	428,200			
137									449,900	439,400	436,900	429,100			
138									450,800	440,300	437,600	429,800			
139										441,100	438,500	430,600			
140										441,900	439,400	431,400			
141										442,700	440,300	432,200			
142										443,600	441,000	432,900			
143										444,400	441,900				
144										445,200	442,800				
145										446,000	443,700				
										446,900	444,400				
再任用職員															

備考(一)　俸令表俸及その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将補又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二)　この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三)　この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

(四)　退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「には」の下に「、平成二十六年三月三十一日までの間」を加え、「に規定する特定職員にあっては」を「の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された者を除く。）及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官（防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。）（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後」に改め、同項第一号中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一一」に改め、同項第二号中「百分の九十九・四四」を「百分の九十八・九四」に改め、同項第三号中「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に改める。

附則第十六条第二項中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一一」に改める。

第三章　国家公務員の給与の臨時特例

（一般職給与法の特例）

第九条　この章の規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）においては、一般職給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）に対する俸給月額（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給を含み、当該職員が一般職給与法附則第六項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
行政職俸給表(一)	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級以上	百分の九・七七
行政職俸給表(二)	三級以下	百分の四・七七
	四級以上	百分の七・七七
専門行政職俸給表	一級	百分の四・七七
	二級から四級まで	百分の七・七七
	五級以上	百分の九・七七
税務職俸給表	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級以上	百分の九・七七